(案) 資料2

# 新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の 在り方に関する検討会「論点整理」(平成23年6月)[概要]

## I劇場の概要

**〈検討の背景〉「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」**(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)

**日本芸術文化振興会関係** 新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、財団委託が実施されているが、法 人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。(23 年度中実施)

[新国立劇場の概要] 現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興・普及を図るため、振興会を設置者とし財団運営委託により9年10月、都内に開場

[国立劇場おきなわの概要] 組踊はじめ沖縄伝統芸能の保存・振興を図り、伝統文化を通じたアジア太平 洋地域の交流拠点となるため、振興会を設置者とし財団運営委託により16年1月、県内に開場

### Ⅱ 現状分析及び業務改善に関する意見

### ●現状分析

- •**業務の質** 芸術家・芸術団体等の創意を取り入れた公演が可能
- •業務運営 柔軟で効果的な業務運営が可能
  - ▶役員と芸術監督が適切に役割分担 ▶管理部門は過大とは言えない
- 財務内容 企業から多額の寄附金を確保
  - ▶運営委託費のこれ以上の縮減は限界▶二重構造ではない▶おきなわ財団の財政基盤確立が急務
- ▶人事管理 職員の柔軟な配置が可能。振興会や地元沖縄との人事交流が可能
  - ▶おきなわ財団職員の継続的人材育成が課題

### ●業務改善に関する意見

【新国立劇場】公演の充実、レパートリーの確立、芸術監督の果たすべき役割の充実

[国立劇場おきなわ] 鑑賞者層の拡大、組織の抜本的強化充実、財団職員の長期的計画的育成

→法人の使命達成や存立基盤は危機的状況であり、政府は両劇場に対する財政支援に努めるべき。

### Ⅲ 運営体制に関する検討

#### [現行方式] 【A】振興会から財団への委託

民間ならではの芸術家・芸術団体等の創意を生かした質の高い公演が可能。

新国財団は企業等から多額の寄附金を確保しやすい。おきなわ財団は地元の支援体制が整えられているが、寄附金確保の一層の努力が必要

### [振興会直営] 【B】財団の振興会への統合、【C】振興会による持株会社的運営又は事業本部制

人件費統合減の余地はあるものの、民間企業等からの役員の法人運営への参画が低下し、国に近いと見なされ、企業等の寄附金が減少するおそれ。寄附金減収額は統合節減額を大幅に上回る見込みとなり、公演の維持のためには更なる国費投入の増大につながるおそれ

芸術家・芸術団体等の創意を生かしにくい。独立行政法人の肥大化を招く統合は認められないおそれ

### [振興会を介さず運営] 【D】国から財団への直接委託、【E】財団の新たな独立行政法人への移管

【D】の場合、公演の質や寄附金の確保は【A】と同様。国立施設の運営を特定の公益法人に直接委ねる 当否について慎重な検討必要

【E】の場合、設立検討過程で特殊法人新設を検討したが見送った経緯あり。 創意を生かしにくい点や寄附金減少は【B・C】と同様

#### ※国立劇場等との関係

- ・伝統芸能を扱う国立劇場等は、文化財保護政策との一体性や他に総合的に実施できる民間団体が存在 しないこと等から、振興会による直営は合理的。
- ・ただし、国立劇場おきなわは、県民の総意や県行政の協力体制の確保等の面から財団運営が合理的。

結論 財団運営の利点を生かし、**現行の財団運営委託を維持することを基本**としつつ、業務遂行上の諸 課題は、振興会及び両財団が適切な役割分担の下、改善・解決に努めるべき。

今後の独立行政法人の制度・組織の見直しにより同制度が大幅に改善され、寄附金等現行の財団運営委託のメリットが減殺されない仕組みが確保される場合は、改めて望ましい運営体制について検討すべき。